

(様式第1号)

令和2年度第2回芦屋市社会福祉審議会 会議録(案)

日 時	令和2年11月18日(水) 13:00~15:00		
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室		
出席者	会 長 佐々木 勝一 副会長 平野 隆之 委 員 小野セレスタ摩耶, 河盛 重造, 佐瀬 美恵子, 青山 暁, 田中 隆子, 加納 多恵子, 東郷 明子, 針山 大輔, 杉田 俱子, 辻原 永子, 納谷 周吾, 脇 朋美, 桑田 敬司, 橋野 浩美, 佐藤 アケミ, 谷口 稔彦, 佐藤 徳治, 安達 昌宏 欠席委員 中島 健一, 大嶋 三郎 関係課 高齢介護課 課長 篠原 隆志 " 係長 田尾 直裕 " 課員 篠崎 紘志 障がい福祉課 課長 柏原 由紀 " 係長 長谷 啓弘 子育て推進課 課長 小川 智瑞子 事務局 地域福祉課 課長 山川 尚佳 " 主幹 中山 裕雅 " 主幹 吉川 里香 " 係長 阿南 尚子 " 課員 梅木 佳奈 " 課員 梅林 健祐		
事務局	地域福祉課		
会議の公開	■公開		
傍聴者数	0名		

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- (1) 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について
(第9次芦屋市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画)
- (2) 芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画並びに
芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画(素案)について
- (3) 第4次芦屋市地域福祉計画の策定体制について
- (4) その他

2 提出資料

資料1 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)

資料 2 - 1	芦屋市障がい者(児)福祉計画第 7 次中期計画 (素案)
資料 2 - 2	芦屋市第 6 期障がい福祉計画・芦屋市第 2 期障がい児福祉計画 (素案)
資料 3 - 1	第 4 次芦屋市地域福祉計画の策定体制 (案)
資料 3 - 2	地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯
資料 3 - 3	地域福祉部会における検討チームの設置について
< 別紙 >	芦屋市社会福祉審議会規則部会運営要領 (案)
資料 3 - 4	検討チームの取組内容
当日資料 1	資料 1 修正 (要支援・要介護認定者の将来推計)
当日資料 2	第 4 次芦屋市地域福祉計画策定に向けた検討内容について
当日資料 3	地域福祉計画の位置づけ
参 考	芦屋市社会福祉審議会規則

3 審議経過

(1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数 22 人中 20 人の出席により成立

(2) 議 事

(1)第 9 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (素案) について

(関係課：高齢介護課 篠原)

議事(1)「第 9 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (素案) について」

資料 1, 当日資料 1 に基づき説明

(佐々木会長)

説明ありがとうございました。ご覧の通りかなりのボリュームですので、皆さん読むのが大変だったかと思いますが、説明いただいた部分、プランや資料に対して何かご質問、ご意見がある方はおられませんか。

(平野副会長)

まず 63 ページについて、全体の施策背景が書かれていますが、前回の審議会において、家族支援と本人支援についての議論があったかと思います。資料を拝見すると、もちろん様々なニュアンスがあると思いますが、「家族」という言葉が一度も出てきません。私自身、国のプロジェクトで介護家族の支援に関するマニュアルを作成したのですが、介護家族の負担感は非常に大きいです。また、そういった点において地域で支えることは当然であるものの、前提として家族がいます。認知症で独居になっても、地域で暮らせるようにという目的は必要かと思います。しかし、介護家族の支援の問題である若年性認知症や家族支援の項目が、慰労金や紙おむつの支給等古いものになっています。

看護小規模多機能型居宅介護もしくは小規模多機能型居宅介護一般は、認知症本人が対象ですが、仕組みとしては家族支援が基本となっています。施設の中に泊まれる機能もあり、小規模多機能型居宅介護の包括的なケアがあれば、家族が共働きであっても介護が可能となるようなパッケージとなっています。

グループホームも同様の機能となっており、小規模多機能型居宅介護の看護を充実させることはわかります。その流れで資料 100 ページですが、計画値と実績の対比が上記で地域密着型として示されており、小規模多機能型居宅介護を見ると、令和元年の 81.2%は、利用実績が高くないとの捉え方で間違いないと思います。小規模多機能型居宅介護は包括払いなので、相対的に払う費用が高くなっています。家族が介護に縛られないで、しかし同居生活していけるようなサービスである看護小規模多機能型居宅介護がゼロです。ここを強化するということですが、包括的なサービスを整備する狙いは働くことまで言っていないかはわかりませんが、看護小規模多機能型居宅介護を普及させる意味を込めて、目標を打ち出さないと整備の話との整合性がとれません。

地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護で多機能なケアを用意することの意味は、家族介護を支援する流れの中で、サービスを利用すれば家族が働くことが可能となります。芦屋市ではそこを強化していくという流れの中で、整備して全体を整えないと前半と後半に記載のあるサービスとが一体として捉えられません。なにかを大幅に変更することよりも、基本的には在宅で看取る仕組みの看護小規模多機能型居宅介護を新規に整備することで、家族が在宅で看取りたいという要求に応じていくといった一種のメッセージを打ち出すことが必要です。例えば 63 ページの体系の記載でも、少し簡素な感じが見て取れます。

家族を介護に縛り付けるのはよくないですが、実態としては働きながらも介護していきたいという方もおられ、結果的には包括的なサービスの提供を整備していくことになるので、そういった流れを計画の概要版やパンフレット等でアピールして、メッセージを市民に伝えるような仕掛けが必要になってくるのではないかと感じます。せっかく、資料後半のサービスを提供しようとするのと、この項目とが不一致な印象を受けたので内容的にも充実して記載いただければいいのではないかという意見です。

(関係課：高齢介護課 篠原)

認知症等の部分に家族介護に関することを一部記載しておりますが、小規模多機能型居宅介護や居宅介護については、家族のフォローのみではなく離職防止も含め非常に重要な施策になってくると思います。基本目標 4 の介護人材の確保の記載がありますが、家族の介護離職防止や家族のフォローといったことが、盛り込めていない部分もあるので、看護小規模多機能型居宅介護についても家族介護の視点についてどのような記載が可能であるのか検討させていただきたいと思います。

(加納委員)

後期高齢者が増加していくのは事実だと思うが、アンケート調査において後期高齢者の中でも夫婦二人の世帯や一人暮らしの割合が示されていません。平野副会長がおっしゃったように、将来の切迫した課題である地域での福祉力を高めようという意識付けを行うためには、65 歳以上の割合ではなく、後期高齢者をさらに詳しい個別の割合で示すことで明確な結果が表れるのではないかと感じます。

(関係課：高齢介護課 篠原)

計画の 9 ページの地域全域の概況に後期高齢者の割合や高齢者の一人暮らしの割合を記載しておりますが、アンケートの結果において年齢別等で集計をしておりますので、加納委員のおっしゃったことを含め、今後施策の中で後期高齢者の増加に対しての取組も検討していきたいと思います。

(小野委員)

家族介護の件ですが、他市ではヤングケアラーの問題を取り上げて対策を講じることに取り組んでいます。芦屋市では、ヤングケアラーについて調査を行ったり、何か考えがありますでしょうか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

現状、具体的な対応は検討段階まで至っておりません。

(小野委員)

そういった現状でいいのでしょうか。悲しい事件も多く起こっている状況ですので、時代に即した対応が必要ではないかと感じます。

(関係課：高齢介護課 篠原)

今後包括的な支援体制の整備の中で検討して参りたいと思います。

(佐瀬委員)

家族介護の話題が出ましたので、ヤングケアラーについても重要なことだと捉えています。老老介護が気になっています。55 ページに記載があるダブルケアは非常に重要な視点だと思っています。ダブルの意味も様々ですが、高齢者が高齢者を介護する中で虐待が発生している事例があります。高齢者同士がなんとか二人で暮らしていく実態が危うい状況で、そのために施策やサービスが存在しているわけですが、老老介護を考えてほしいと思います。実は、ヘルパーに二人分の食事を作ってほしいと思っています。制度的にはできない状況ですが、何か手立てがあると暮らしが継続できるのではないかと感じています。

ダブルケアに関連した話では、次の制度に繋がることとして、例えば、堺市は相談窓口を開設しています。特別養護老人ホームへの入所には優先的にポイントが高くなるといった仕組みに繋げることも可能かと思っています。ヤングケアラーについてですが、先日 20 代の方による殺人事件が発生していますので、若い世代という大きなくくりの中でどのように支援していくかといった視点が重要だと思います。介護の社会化が進む中で、家族介護が見えにくくなっていると感じています。

(関係課：高齢介護課 篠原)

先ほど課題として申し上げましたように、ダブルケアの問題や老老介護についても、90 代の親を 60 代の子が介護している状況もあり、様々な形の介護が存在し複雑化、複合化しています。介護家族への支援を重層的、包括的な支援体制の整備の中で、できる限りの漏れのないように検討していく必要があると認識しておりますので、今後取り組んで参りたいと思います。

(東郷委員)

14 ページの資料で、芦屋市では平成 29 年から総合事業が開始されましたが、要支援から要介護の推移について、総合事業でサービスを受けている方はどれくらいの方ですか。また、どのように総合事業が行われてきたのかと、15 ページの地域密着型サービスの受給者割合が平成 30 年から大きく減少している理由を教えてください。

(関係課：高齢介護課 篠原)

総合事業について、84 から 85 ページにわたって、これまでの総合事業の利用状況等の記載をしております。84 ページの総合事業計画で大きく伸びたのは、生活支援型の訪問サービスです。具体的にはシルバー人材センターが生活基準緩和型の生活支援型訪問サービスの指定を取得しており、高齢者が担い手となって、生活支援、家事援助のサービスを提供しています。高齢者が介護の担い手となっていることが大きく伸びている要因の一つです。予防専門型通所サービスの部門が増加していることについては、これまではマシン型のデイサービスが少なかったのですが、市内の事業所が整備されたことに伴い数値の増加がみられています。

15 ページの数値については、地域密着型サービスの受給者の大半を占めているのは地域密着型の通所介護、デイサービスであり、芦屋市の地域密着型のデイサービスが通所介護事業所の通常のデイサービスに移行されたことを受け、令和元年度に減少しています。決してデイサービス事業所がなくなっているわけではありません。通常型に移行しますと 14 ページの居宅サービスに計上されますので、居宅サービスは全国平均より伸びが大きく、地域密着型サービスが通常のデイサービスに移行したため減少しています。利用者が利用できなくなった等の理由ではございません。ただ、デイサービス事業所の一部が廃止され、一定の受給者割合が減少している部分もございます。

(針山委員)

79 ページで生活支援型サービス従事者など的高齢者が地域の高齢者を支えていることを記載していますが、できるならば生きがいつくりに記載されると、地域での担い手側に対する市のメッセージとして明確になり、明るい話題になるのではないかと思います。介護予防・日常生活支援総合事業計画は、そういった趣旨であると理解しているので、書き方の工夫をするといいいのかなと思います。

(関係課：高齢介護課 篠原)

担い手になることで、生きがいや社会参加につながり、結果的に介護予防にもつながるというように幅広く関わっていくことですので、生きがい施策の中でどのように書き方の工夫ができるのか検討したいと思います。

(杉田委員)

99 ページの看護小規模多機能型居宅介護の利用者がゼロです。93 ページで新規事業として泊まりの取組ができることは非常にいいことだと思います。43 ページに、介護者の続柄についての記載があり、子供、配偶者の割合が大きいものの、孫ということもあります。ヤングケアラーの話題が出ましたが、孫や兄弟、子の配偶者が看るといった関係は問題が起きやすい部分かもしれないと感じます。特に孫が看るといったヤングケアラーが後ろに隠れていると思っています。少人数ですが、現場の方たちによく注意していただくことで、問題の予防になるのではないかと思います。

(関係課：高齢介護課 篠原)

結果を確認し、地域包括支援センターや関係機関を含めて取り組んでいきたいと思っています。

(2) 芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画並びに芦屋市第6期障がい福祉計画・

芦屋市第2期障がい児福祉計画(素案)について

(関係課:障がい福祉課 柏原)

議事(2)「芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画並びに芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画(素案)について」

資料2-1, 2-2に基づき説明

(佐々木会長)

説明いただいた障がい者(児)に関する福祉計画ですが,どちらの内容でも構いませんので,ご意見,ご質問がありましたらお願いいたします。

(平野副会長)

まず,資料2-1の34ページについて,数値の抽出等に対して非常に丁寧なニーズ調査がされていますが,一度目を通して利用希望が少ないと感じました。無回答を除いて割合等を算出しているのではなく,含んだ割合でしょうか。

(関係課:障がい福祉課 柏原)

無回答を含めた割合です。

(平野副会長)

それは数字上ありえないのではないのでしょうか。無回答というのは,返信してきたという意味ですか。それとも回収されなかったということですか。

(関係課:障がい福祉課 柏原)

回収をして,記載がされていないということです。

(平野副会長)

つまり利用希望がないということですか。

(関係課:障がい福祉課 柏原)

そうです。実際として利用したいが,今は利用していない。中には書くことができなかった方もいらっしゃるかもしれませんが,回収した際にチェックがなかったということで,利用希望がないという捉え方です。

(平野副会長)

無回答というのは,普通は回答しなかった方のことを指します。

(関係課:障がい福祉課 柏原)

今回のアンケートは,サービスを利用されている方ではなく,手帳をお持ちの方を対象としています。そのため,サービスを利用されていない方が回答していることも,無回答が多くなった理由

の一つかと考えます。

(平野副会長)

無回答と書くと回答しなかったということを示しますので、調査をされなかったという意味になり、無回答が計上されているので数値が低くなっていると考えました。つまり、利用希望がなかったという解釈ですね。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

記載によって誤解を生じさせてしまったかもしれません。

(平野副会長)

どう読むかは様々であり、私は誤解したので、理解が難しい部分もあるかと思えます。

二つ目は、高齢者の計画にも通じますが、先ほどの介護家族の話を進めていく上で、施策の体系を論じる際、進行管理をどうしていくかという課題につながっていくのではないのでしょうか。

審議した内容が、どのように計画に反映されるかを考えると、進行管理を担う組織にここで出た意見が伝わるか、そこが計画上すぐに充実させることができなかった場合、追加的に審議することになります。高齢介護課にも同様に少し考えてほしいです。その場合、障がい福祉課は、56 ページに自立支援協議会についての記載があり、進行管理については自立支援協議会に意見を伺うこともあるとなっています。

より実務的なメンバーが在籍している策定委員会がありますが、基本はこの審議会や自立支援協議会が、計画の中身について進行管理していく組織であってほしいと感じています。この図は、相談支援体制の図になっているので、相談支援をバックアップしている図に留まっています。

これだけの膨大な事柄について、進行管理をどのように行っていくかという点からすると、自立支援協議会の中にそういった機能を積極的に充実させていく内容を強化して盛り込んだほうがいいのではないかという印象を受けました。高齢介護課についても同様で、その辺りが認識不足のように感じます。

審議会が継続して付き合いしていくわけにはいかないもので、恒常的に運営していく二段構えの体制の構築が必要で、策定委員会が進行管理を担ってもいいのですが、自立支援協議会にはそういった機能があると思うので、充実させるような記載方法を検討してもらいたいです。審議会も計画策定を支援していく立場で発言していますが、計画項目がより実現するための記述の工夫が高齢介護課と障がい福祉課の計画に乏しいと感じました。

あと、国の関係で私自身が共生型サービスの推進の研究事業に携わってきましたが、資料 2-2 を見ると、生活介護等のサービスの充実度が一定以上に達成されているといいですが、共生型は介護事業を行っている事業所が生活介護を経営してもよくなりました。全国的にみると、相対的に障がいのサービスが少なく、いくつかの自治体では介護事業所が補完的に障がいサービスを提供することがあります。芦屋市では不足していないという観点であればいいのですが、逆に障がいの通所型のサービスが高齢者を引き受けても構いませんし、利用者同士が協力するならさらにいいと思います。地域共生型という観点は一つ必要です。

同じように成年後見制度も高齢と障がいの境界がない制度です。資料 2-2 の 67 ページに利用実績の記載がありますが、利用支援事業なのでお金が負担できない人の件数の記載だと思われます。

審判申立てをする際に、お金を負担できない人たちの件数が3、4人というのは、なぜこんなにも低い水準のレベルなのでしょう。計画上実績が少ないので、このような状況であることはわかっていますが、障がいの計画なので、高齢部門では異なる人数となるのかもしれませんが、しかし、本日の審議会では偶然にも双方の課の方がいるので、両方が利用者を一体的に増加させていくことができるような議論を、それぞれの計画ではそれぞれの事柄を課題にするべきです。

そういった機会に共生型サービスや権利擁護において、両者の横断的な運営が求められている段階だと思います。利用支援事業について何か利用がないのか、ニーズがないのかも含めて、多くのことを申し上げましたが、総合的にお答えいただけるのでしたらお願いします。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

自立支援協議会については、99ページの第5章 計画の推進体制に記載しております。

(平野副会長)

ここに書いてある相談をバックアップする位置づけですが、基本的にこの計画を立案する中で、自立支援協議会がどのような役割を果たし、進行管理ではどういった役割を果たすか。記載されていることはわかっているつもりです。実際に機能しているという理解でいいですか。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

毎年、計画に基づき自立支援協議会へ前年度分について報告を行い、協議しております。

(平野副会長)

進行管理は報告をするという意味ではなく、絶えず計画の中身をどのように工夫するとよりよくなるかと検討することです。単に実績を報告するだけなら、進行管理と呼ぶ必要はありません。日ごろからこういった過程の中で計画の修正や改善が行われ、進捗状況を聞くことが一番いいのではないかということです。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

現在の計画については、評価・点検を行っておりますが、時点修正まではしていません。この計画は6年間の計画ですので、大きな修正が必要でなければ、都度修正することはありません。前期3年計画の次の後期3年計画においては、前期の結果等を受けてご意見をいただき、必要であれば修正は行っております。

(平野副会長)

進行管理に自立支援協議会がどのように関わってもらおうかということを、もう少し強調した意見を計画に入れてほしいです。進行管理を行っていないということを指摘しているわけではありません。行政が一生懸命説明するのではなく、通常進行管理を協議する組織等についてもっと機能してほしいと要望しています。

先ほどの家族介護の話も含めると、協議をどこの組織へもっていくのか、事実上は家族支援を行いますという文章を入れても、どこが考えてくれるのかという話になります。恒常的に考えて、機関と行政が協働して充実させていくと答えてくれれば、それで審議会の意味があります。行政がす

べてを引き受けて行うには課題が大きいです。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

成年後見制度については、確かに67ページの人数は、65才以上になりますと高齢介護課の担当となるため、64歳までの障がいのある人の部分についても見込みでの記載となっており、人数がその分少なくなっております。障がいのある方も65歳になると、高齢者に対する施策となってくるので、現状の見え方になっていますが、高齢と障がいでの全体の数値となると、違ってくると思います。地域共生型サービスの記載をする際には、高齢介護課と一緒にコメントも含め検討したいと思います。

(小野委員)

アンケート調査やヒアリング調査をととても丁寧にされているという印象を受けるのですが、関連してアンケート調査では手帳を持っておられる方に対して、例えば児童福祉法に規定されている児童などの分野ですと受給者証のみ受給されている方もたくさんおられますが、そういった方に対してのニーズはどのように把握されていますか。

計画の中で充実をするという表現がたくさん出てきますが、今後評価をしていく中で何をもって充実したということを示す指標が重要になってくると思いますが、どのように表記する等の考えをお持ちでしょうか。

(関係課：子育て推進課 小川)

今回のアンケートは手帳を持っている方に対してですが、実際受給者証のみお持ちの方もたくさんおられます。ニーズの把握については、協議の場において当事者団体の方からのご意見の把握に留まっている状況です。

(小野委員)

長い間一生付き合っていく障がいなので、地域の中で生活をしていく上で、入口の支援は非常に重要であり、入口で困っている方はたくさんおられます。当事者団体の方から意見を聞くことも大事ですが、まさに入口にいる方のニーズもとても大切ではないかと思えます。せっかくしっかりとした計画を立案していますので、もう少し入口支援のニーズの把握をしてもいいのではないかと思います。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

障がい児のサービスについては、全て計画相談員が入っており、セルフプランでは実施しておりません。計画相談からの話など、十分に聞けると思っておりますし、また一般相談とも連携しながら把握していきたいと思えます。

充実については、今のものをよくするという観点ではなく、今の形から新たな制度を行う等を充実の指標とさせていただいております。新たなものが形として出来上がること、今の形で計画上ではお示しはできていないものでも、6年間で新しい展開で実施できるものは充実とします。それぞれの事業によつての充実の指標は異なっており、今の形がよりよくなったということのみでは、継続として示しております。

(脇委員)

65 歳になると介護保険のサービスとなることについて、自立支援協議会等でも深刻に受け止めています。障がいのある方が 65 歳になっても、安心してサービスの利用ができて地域で生活ができる場所がないと、非常に不安を感じると思います。65 歳になった人がどの程度存在して、その後それぞれに適したサービスが利用できているかが示されれば、安心して暮らしていくことができるのではないかと思います。高齢者も含め障がい者計画でのつなぎの部分の記載がもう少しあってもいいのではないかと思います。

(関係課：障がい福祉課 柏原)

資料 2-1 の 55 ページの介護保険制度への移行の項目で、見込みとして記載しておりますが、ご指摘いただいたような内容での記載にはなっていません。高齢介護課、障がい福祉課、関係機関が集まって、どのような形がいいのか芦屋市独自のやり方を検討しているところでございます。これといったことが見えない書きぶりですので、表現等を工夫し記載したいと思います。

(3) 第 4 次芦屋市地域福祉計画の策定体制について

(事務局：山川)

議事(3) 第 4 次芦屋市地域福祉計画の策定体制について説明

資料 3-1～3-4, 当日資料 2 に基づき説明

(佐々木会長)

まず、別紙の社会福祉審議会部会運営要領を定めることが本審議会で認められれば、事務局の提案された検討チームが組織されて、具体的な検討に入っていくことができるということでした。要は、地域福祉計画策定のために、より具体的な協議や検討をしていくための場を設けて部会の下に検討チームを設置したいということですので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(平野副会長)

地域福祉部会を担当していますので補足をいたします。本日は二つの計画の紹介があり、いずれも策定委員会が設置されています。地域福祉計画については、別途策定委員会を作らず、部会が策定委員会を兼ねるということになっており、部会委員でなければ、策定に関わることができないことになってしまいます。地域福祉計画については、他の計画と違って住民も担い手の主体ですので、検討チームに実際の地域のリーダーの人も含めできる限り多くの方に参加できる仕掛けを作らなければということで、今回の形になっています。ぜひ、ご承認いただければと思います。

(佐々木会長)

何かご意見、ご質問はありませんか。

【合意】

(佐々木会長)

そうしましたら、別紙の社会福祉審議会部会運営要領の案を採って、これを要領として定めることに決定したいと思います。今後、芦屋市の地域福祉推進のためにそれぞれの検討チームで検討を

進めていただくことになると思いますので、みなさんどうぞよろしくお願いたします。

(4)その他

(事務局：山川)

議事(4)「その他」

当日資料3に基づき説明

(佐々木会長)

何かご意見、ご質問はありませんか。

(納谷委員)

大変多くの課題をあげており、市役所は大変な業務を担っているのだと感じました。資料に地域という言葉がたくさん出てきますが、地域とは、どこを指しているのかということをおし上げてきました。評価をするときに基準が定まらず、評価できないのではないかとのお話をしたことがあります。岩園町自治会では老人会、自主防災会、自主防犯会、民生委員・児童委員や福祉推進委員の代表の方に参加いただき、町内の様々な課題について毎月情報交換しています。そういった運営体なので、だいたいのことはわかりますが、概して民生委員・児童委員の活動は、個人情報のあるのでほとんど伝わってきません。

老人会は、登録者は60名程度いらっしゃるが、実際に活動しているのは3割前後です。老人会会長の課題は、現在の新型コロナウイルスの関係でした。老人会の方が戸別訪問して、元気を確認するため声掛けをしようとしています。そういったことを、民生委員・児童委員とタイアップして上手にできればいいのにと考えています。ただそれが、自治会という立場になると自治会までは広がっていきません。

それぞれの会の高齢化が進行し、役員が固定化してきています。民生委員・児童委員もそうですが、本日の資料で障がい者の計画もすこやか長寿プランにも芦屋市のネットワークの図があったと思います。こういった会に参加したことがありますが、メンバーがほとんど固定化されており、これでいいのかと思います。行政はこういった会の開催を行うことで、活動できていると思っているのではないのでしょうか。

先日、児童虐待防止啓発チラシの配布依頼が、自治会長宛てに届きました。岩園町を例に挙げると、会員数は670世帯、岩園町全体では1,450世帯であり、5割を満たしていません。その670冊が手元に届き、内容的にも問題はなく引き受けましたが、課題は5割強の非会員の方には届けることができないことです。これが現実であり、自治会は一部の地域を代表する団体にすぎないし、マンション一棟を一会員として捉えている地域もあります。岩園町の場合は、マンションは自治会に全く入っていません。世帯数で計上するのか、住民を地域として捉えるのか曖昧です。伝えたいことが本当に伝わっているのかわからないので苦悩しています。地域の防災訓練も会員には伝えることができますが、非会員には伝えることができません。

そのような状況下で自治会が活動を行っていることは、それはそれで評価されてもいいかと思いますが、町全体と見たときに本当にそれでいいのかと苦悩しています。障がい者や高齢者の問題に対して、役員が高齢化している中で対応していくことができるのか、様々な形のネットワークも含めて行政が実態を把握して市民に伝えているのか我々には伝わってきません。

(平野副会長)

国の政策の動向を共有したほうが良いと感じたので二点だけ発言します。

まず、包括的な支援体制について相談支援と参加支援、地域づくり支援の3つを総合的に考えることを横断的なものと結合していく難しい作業をしていくのですが、地域福祉計画にどう記載していくのが大きなポイントとなってきます。

沖縄で自治会活動のヒアリングを行いました。国は、地域づくりの自治会のリーダーの人たちと福祉がどう接点を持つかという課題を非常に強く認識しており、自治会長の中から福祉との接点をとれるコーディネーターになってもらえないかとの議論になっています。今までは福祉の計画の担い手は福祉に関係する民生委員・児童委員などの地域住民が中心となっていました。範囲が幅広くなったので、自治会の研究プロジェクトでも半数は自治会の方から福祉課題に取り組んでいる方をヒアリングしています。

自治会の課題の中で福祉的な要素が出てきた場合、芦屋にとって支援する場合とリーダーがけん引する場合などの想定をしていくことになると思います。今後の地域福祉計画の作業の中で自治会のリーダーが抱えている課題にどういった支援ができるかも重要になってくると思います。場合によっては、リーダーを有給化し活動する拠点を整備することも含めて、検討いただければと思います。

(佐々木会長)

本日の議事は以上になります。それでは事務局から事務連絡をお願いします。

【次回開催予定日等の事務連絡】

(佐々木会長)

それでは、これをもちまして、第2回社会福祉審議会を閉会いたします。皆さまお疲れさまでした。